



「埼玉県土木工事書類スリム化ガイド（ver.2.0）」について

■バージョンアップの目的

- 令和6年4月から適用となった「埼玉県土木工事書類スリム化ガイド」について、更なるスリム化や不明確な表現の適正化、重要な記載事項の強調表現など、より分かりやすいものにすることを目的とする。

■ver.2.0の適用

- 令和7年4月1日以降に当初契約する工事から適用する。
ただし、それ以前に契約した工事であっても、受発注者間の協議により適用することができるものとする。

■ポイント

○目的、適用

- ☑ 「受注者の意思で提出された場合は、受領を妨げるものではない」について、例を記載。

○工事履行報告書

- ☑ 工事記録等により請負代金額の変更について、受発注者間で合意した場合、工事記録に記載された概算金額を「請負代金額」に含めて算出するなど、現場の実態に合わせて良い旨、追記。

○週間工程表の取扱いについて新規追加

- その他、従前から記載されている項目について、受注者からご意見いただいた箇所を改めて強調する。

- ☑ 「8. 施工計画書」内の「軽微な変更の事例」について、改めて強調（内容変更なし）
- ☑ 「13. クイックレスポンス」の強調（内容変更なし）
- ☑ 「24. 工事検査」内に記載の「不要な書類の提出、提示は求めないこと」の強調（内容変更なし）



「埼玉県土木工事書類スリム化ガイド（ver.2.0）」について

■受注者の皆様からいただいたご意見

○令和6年4月からの適用以降、受注者の皆様からいただいたご意見等について、特に多くいただいたご意見を以下のとおり整理しました。

○設計図書の照査

・設計図書の照査には時間がかかる為、今以上に設計図書精度を上げていただきたい。

⇒設計業務において、令和7年度より「条件明示チェックシート」を適用し、更なる品質向上を図ります。

○施工計画書

・工事完成し、変更契約（内容変更）締結後の施工計画書は必要あるのか疑問。

⇒数量のわずかな増減等の施工計画に大きく影響しない場合については不要としております。

ver.2.0にて改めて強調し、受発注者の相互理解を図るものとします。

○クイックレスポンス

・基本的にクイックレスポンスが行われていないと感じる。

⇒特に多いご意見でした。

会議や研修等の場において、監督員含む職員に徹底するよう引き続き周知を図ります。

その他、「埼玉県土木工事实務要覧」内の共通仕様書編や検査編に関するご意見も多数いただきました。
こちらについては、国や他自治体の取組を踏まえ、埼玉県としても検討してまいります。